

**算定要件抜粋** (指定居宅(介護予防)サービスに要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

(下線は改正部分)

**(1) 訪問看護**

**看護体制強化加算【要件】**

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に**厚生労働大臣が定める基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算(Ⅰ) 550単位
- (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) 200単位

**※厚生労働大臣が定める基準**

九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(Ⅰ)

- (1) 指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)である指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注10に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。
  - (二) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。
  - (三) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。ロ(1)(二)において同じ。)を算定した利用者が五名以上であること。
  - (四) 当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が百分の六十以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあっては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。
- (2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあっては、(1)(一)から(三)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 看護体制強化加算(Ⅱ)

- (1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) イ(1)(一)、(二)及び(四)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (二) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上であること。

	(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、イ(1)(-)及び(二)並びにロ(1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
--	---

サービス提供体制強化加算【区分・要件】	
<p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ及びロについては1回につき、ハについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イ又はロを算定している場合</p> <p>(-) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位</p> <p>(-) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位</p> <p>(2) ハを算定している場合</p> <p>(-) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 50単位</p> <p>(-) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>十 訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問看護事業所の全ての看護師等(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(3) 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>(4) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p>

(2) 介護予防訪問看護

看護体制強化加算【要件】	
<p>ホ 看護体制強化加算 100単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>百四 介護予防訪問看護費における看護体制強化加算の基準</p> <p>第九号イ(1)(三)を除く。及び2(1)(三)に係る部分を除く。の規定を準用する。</p> <p>※第九号の規定</p> <p>九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準</p> <p>イ 看護体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)である指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十三条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(-) 算定日が属する月の前六月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注9に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。</p> <p>(-) 算定日が属する月の前六月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注10に係る加算を</p>

	<p>いう。)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。</p> <p>(三) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。ロ(1)(二)において同じ。)を算定した利用者が五名以上であること。</p> <p>(四) 当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定サービス等基準第六十三条第一項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が百分の六十以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)(-)から(三)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ロ 看護体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) <u>イ(1)(-)、(二)及び(四)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(二) <u>算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上であること。</u></p> <p>(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、<u>イ(1)(-)及び(二)並びにロ(1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>
--	--

<b>サービス提供体制強化加算【区分・要件】</b>	
<p>へ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に<b>厚生労働大臣が定める基準</b>に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、<u>当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位</u></p> <p>(2) <u>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位</u></p>	<p><b>※厚生労働大臣が定める基準</b></p> <p>百五 介護予防訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 <b>第十号の規定</b>を準用する。</p> <p><b>※第十号の規定</b></p> <p>十 訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>指定訪問看護事業所の全ての看護師等(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</u></p> <p>(2) <u>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以</u></p>

(訪問看護・介護予防訪問看護)

	<p><u>上であること。</u></p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u></p>
--	---